令和７年４月１日より **今治市** で運用開始

電子保証のご案内

Attention!!

「前払金保証」「中間前払金保証」「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!!

リモートワークにも対応！業務効率アップ!!

電子保証とは

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

お客様が「ｅ-Ｎｅｔ保証」を利用し保証申込いただくこと

対象案件

令和７年４月１日以降に今治市と契約締結する工事および建設コンサルタント業務

対象の保証証書

前払金保証、中間前払金保証、契約保証

電子保証の仕組み

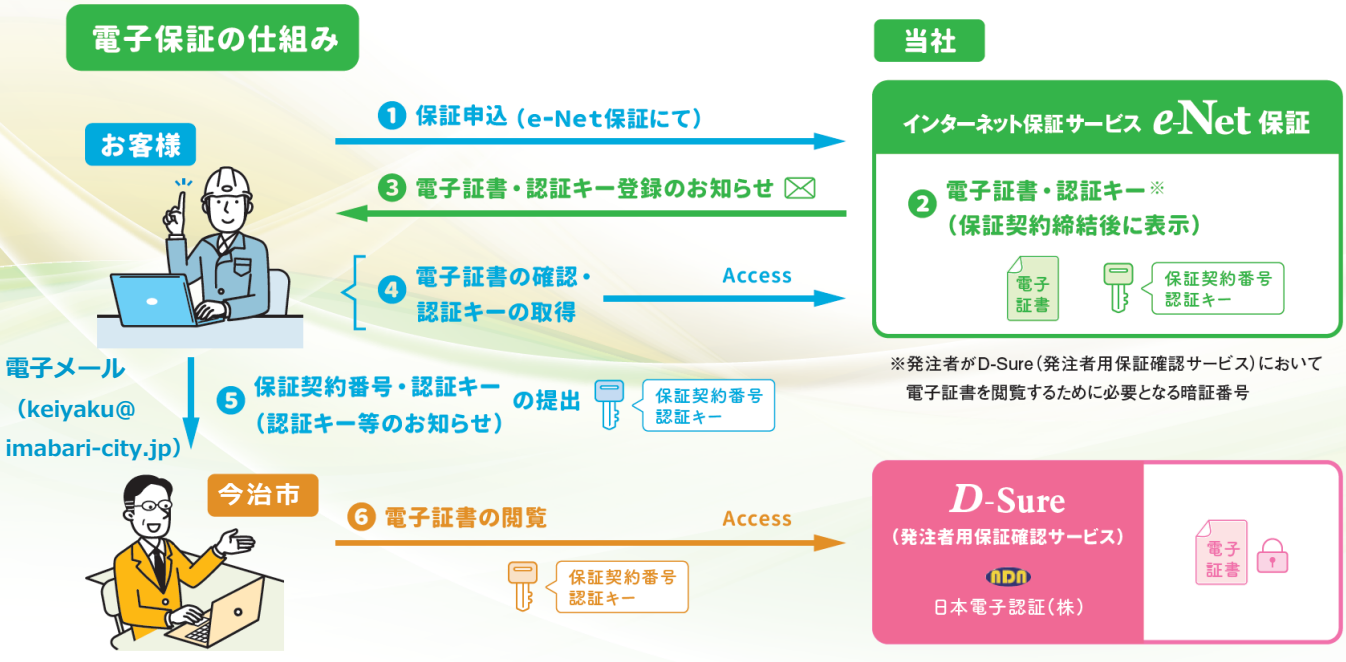

お申込の流れ　（STEP1,2）

HPに操作マニュアル動画もございます。
右の二次元バーコードからご視聴ください。
該当動画：2.新規保証申込手続き（保証証書：電子）

STEP 1　e-Net保証より保証申込　～ 保証証書の受取方法は、「電子交付」を選択 ～

保証申込

連絡事項等の入力画面

保証証書の受取方法　電子交付を希望する

「電子交付を希望する」を選択

❶当社HPよりログインする

https://www.wjcs.net/　西日本建設業保証　検索

保証契約締結後に、「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールをお客様へお送りします

STEP 2　お知らせメールをご確認後、e-Net保証「電子証書の確認はこちら」をクリック

❷当社HPより「電子証書の確認はこちら」をクリックしログイン画面へ

ログインする際のお客様ID・パスワードは、
e-Net保証のお客様ID・パスワードと共通です。

❷

e-Net保証ページ内からもアクセスできます
※お客様ID・パスワードの入力不要

お申込の流れ　（STEP3,4）

STEP 3　電子証書の内容を確認

❸該当する保証契約番号をクリック

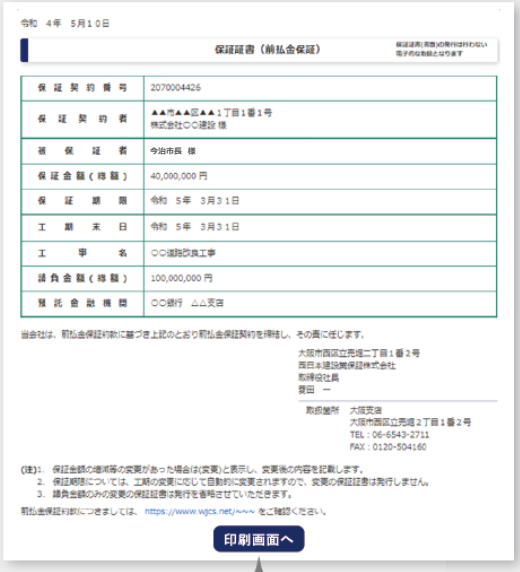

この画面は、印刷・保存が可能です。

❹「認証キー」の表示をクリック

次画面より「認証キー等のお知らせ」（PDFファイル）をダウンロード

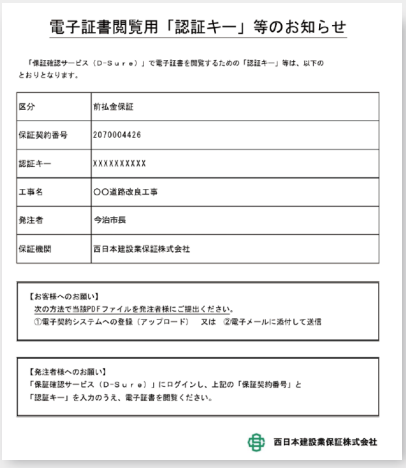

【重要】当該PDFファイルを「発注者」へご提出ください

※STEP３で保存したファイルを誤ってご提出しないようご注意ください

発注者はD-Sure（発注者用保証確認サービス）を通じて、電子証書を閲覧します。
発注者が電子証書を閲覧するためには、お客様から発注者へ、STEP4で取得した「認証キー等のお知らせ（PDF）」をご提出いただく必要があります。
ご提出方法をあらかじめ発注者にご確認いただくと、お手続きがスムーズです。

Q&A

Q 電子保証を利用するには
どのような手続きが必要ですか。

A e-Net保証のID登録が必要になります。
すでにID登録がお済みの場合は、
新たな手続きは不要です。

Q 全ての保証証書が電子保証の
対象となりますか。

A 対象は以下のとおりとなります。
・前払金保証
・中間前払金保証
・契約保証
※契約保証予約は対象外です。

Q 今治市における
電子保証の対象案件を
教えてください。

A 令和７年4月1日以降の契約締結分
（工事・建設コンサルタント業務）が
対象となります。

Q 今治市における
認証キーの提出方法を
教えてください

A 今治市契約課（keiyaku@imabari-city.jp）に
電子メールで提出してください。
その際、メールの表題は「電子保証　工事番号」
としてください。

Q 保証証書以外の書類も
電子化されますか。

A 保証料一括納付制度をご利用のお客様におかれ
ましては「保証料計算書」を電子交付いたします。

西日本建設業保証株式会社　愛媛支店　TEL:089-941-4660
〒790-0002　松山市二番町四丁目４番地４（愛媛県建設会館３階）　https://www.wjcs.net/